

東村高江ヘリパッド建設工事での機動隊員による暴言に抗議し、 沖縄県民と沖縄県の歴史に対する、政府及び警察組織の慎重かつ 良識ある対応を求める意見書

東村高江ヘリパッド建設工事現場において抗議活動参加者に対し、一部の機動隊員により「土人」「シナ人」との暴言が発せられた。これに対し沖縄県民全体への差別発言であるとの抗議の声が多数ある。他府県より派遣され、激務につく機動隊員に対して、同情する意見もあるが、いずれにせよ多くの県民はこの事態に啞然とし耳を疑う事となった。県警は遺憾とし、当該警察官は処分された。

しかしながらその後、全国的には一部これを擁護する風潮もあり、政府も差別とは認められないとの認識を示した事は誠に遺憾であると言わざるを得ない。この問題の根は深く、表層的な議論だけでは県民の怒りは理解できない。

沖縄県民が基地問題を語る時、その主張の違いに関わらず歴史的な経緯を誰も無視する事はできず、過酷な歴史を歩まざるを得なかった県民に対して、不用意な暴言は許されない。如何なる状況下にあっても公務員たるものは、その言動に慎重を期さなければならない。ましてや政府が擁護してはならない。

うるま市においても多くの軍事基地が存在し、市議会も常に対応に追われている現状がある。その現状が続く限り常に議論はぶつかり合う事となる。国防問題において意見の相違があるにしても、政府や一部政治家が暴言を擁護する姿勢を認めれば、日本国民の尊厳にも関わる事であり、また沖縄県民に対する軽視であると言わざるを得ない。

よってうるま市議会は市民及び県民の尊厳を守る立場から、沖縄に派遣されている機動隊員による沖縄県民に対する暴言に厳重に抗議すると共に、この様な事が繰り返されない様、政府及び警察組織に対して慎重かつ良識ある対応を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年12月20日

沖縄県うるま市議会

宛先